

ガバナンス

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

企業業績・企業価値・社会的信用性を高めるために、コーポレートガバナンス強化を重要な経営課題と位置付けています。

コーポレートガバナンス体制

当社は、8名で構成される取締役会において、経営に関する重要な意思決定を行っています。各取締役より職務執行状況、財政状態および経営成績などの報告を受け、業務執行の監視・監督にあたっています。また、経営に関

する監督責任と執行責任を分離するため、執行役員制度を導入しています。取締役会より執行権限を移譲された執行役員が、事業部・グループ会社・主要職能組織長として、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っています。

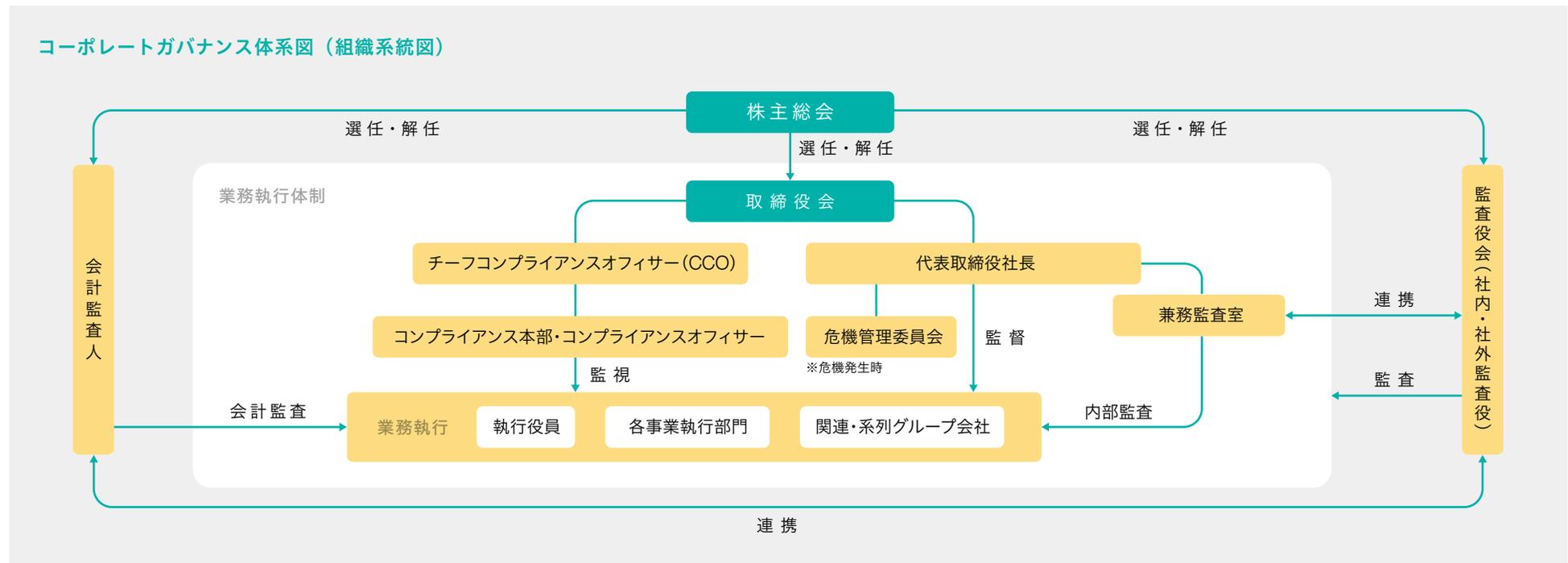
監査機能としては、社外監査役2名を含む3名で構成される監査役会を設置しています。監査役は、取締役会等社内の重要な諸会議に出席するほか、業務執行状況の聴取を通じて、取締役の職務の執行状況を監査しています。

内部統制システム

当社は、職務の執行内容を法令および定款に適合させるため、さまざまな施策を行っています。情報管理として、各文書の保管部署・期間を文書管理規程に沿って定めています。また、リスク管理においては経営執行会議でマネジメントしており、危機発生時には危機管理委員会を開催しています。

関連・系列会社においては、「関連会社管理規程」を制定し、業務運営ルールを明確にするとともに、必要に応じて会計監査および業務監査を実施しています。

コーポレートガバナンス体系図（組織系統図）



ガバナンス

コンプライアンス

基本的な考え方

企業としての社会的責任を果たし、お客様の期待に応えていくためには、法令遵守はもちろんのこと、社員が企業の一員としての社会的責任を意識することが必要不可欠です。当社では「コンプライアンス遵守」を会社方針と定め、法令を守ることにとどまらず、社員一人ひとりが高い倫理観を持って行動することで、コンプライアンス徹底に努めています。

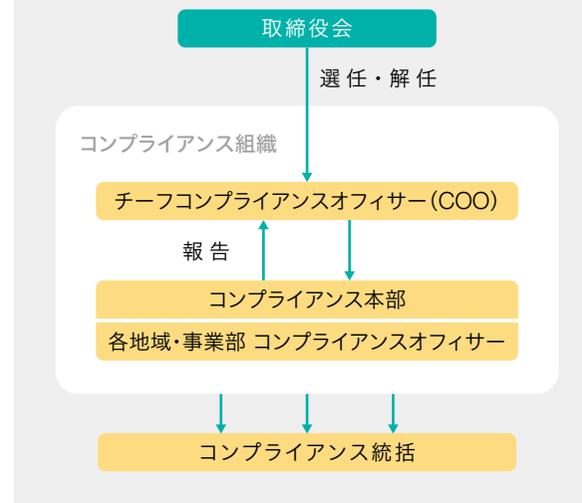
推進体制

当社では、取締役および執行役員から独立した権限を有するチーフコンプライアンスオフィサー (CCO) がコンプライアンス本部を統括し、コンプライアンスに関わる事項の施策・実施を行っています。さらに国内および海外の各地域、事業部ごとにコンプライアンスオフィサーを配置し、グローバル全体での連携強化を図りつつ、コンプライアンス活動を推進しています。

コンプライアンス違反が生じた場合、CCOが対応責任者としてコンプライアンス本部を指揮して対応にあたります。その影響度に応じ、CCOは本社に対策委員会を設置し、一元的に対応します。

コンプライアンス組織を定めたプログラムは、CCOによる定期的な見直しによって、継続的な改善を図っています。また、年に1度、すべてのコンプライアンスオフィサーを招集し、グローバルコンプライアンス評価会議を開催しています。

コンプライアンス組織図



具体的な取り組み

❏ コンプライアンス研修の実施

全社員の節目となる定期研修 (新入社員研修、中途社員研修、海外赴任候補者研修、基幹職研修など) でコンプライアンスパートを設けています。また、各地域・事業部の特性に応じてコンプライアンス研修を個別に実施しています。

❏ 内部通報制度の整備

コンプライアンス違反またはその恐れがある事象について、当社に従事するすべての者が相談または通報することができる、内部通報窓口を設置しています。通報窓口は、内部 (コンプライアンス本部) および外部 (法律事務所) に設けています。

情報セキュリティ委員会の設立

当社では、「機密管理規定」に基づいた適正な運用と管理のさらなる強化を目的として、2022年9月に情報セキュリティ委員会を設立しました。サイバーインシデント発生時の低減および対応措置の整備を進めつつ、グローバル全体への展開を目指して活動しています。

活動内容

- サイバーインシデント発生時の低減に向けた対策
- サイバーインシデント発生時に迅速な対応が行える体制構築
- サイバーセキュリティガイドライン V2.0ならびに顧客が定める各種ガイドラインへの対応

活動目標

(※2022年9月から2023年1月までのセキュリティ専門ベンダー契約期間内)

- 2022年12月までにサイバーセキュリティガイドラインV2.0の「LV1、LV2」項目について90%達成するための課題、対応方法、対応主管部署、納期、投資額 (必要に応じて) を可視化
- サイバーインシデント発生時の対応フロー策定

情報セキュリティ管理体制 (平時)

